

北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会 議事録

1 日 時 令和3年2月9日(火) 13:00~13:50

2 場 所 道庁別館9階 第2研修室

3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4 協議事項

- (1) 千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る疫学関連農場における移動制限措置の解除について(報告)
- (2) 今シーズンの野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認状況について(報告)
- (3) 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置及び開催の基本的な考え方について(協議)
- (4) 特別講演
テーマ:野鳥の移動について ~鳥インフルエンザに備えるために~
講師:北海道立総合研究機構 主任主査 玉田 克巳 氏
- (5) その他

(開 会)

【瀬川食の安全推進局長】

- ただ今から、「北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会」を開催する。
- 本日司会を務める食の安全推進局長の瀬川でございます。
- 開会にあたり、農政部 宮田食の安全推進監から御挨拶申し上げます。

(挨拶)

【宮田食の安全推進監】

- 農政部食の安全推進監の宮田でございます。本日の幹事会では高病原性鳥インフルエンザへの対応について、報告事項を2点、協議事項を1点、そして道総研の玉田主任主査からの野鳥の移動についての講演を予定している。
- まず報告事項の1点目について、1月21日に千葉県で本病が発生したことに伴い疫学関連農場となった赤平市のアイガモ農場について、2週間の経過観察と検査の結果、陰性を確認したことから、2月5日に移動の禁止を解除し全ての防疫措置を完了したので、報告する。
- 2点目は野鳥におけるウイルスの確認について、1月28日に帯広市で回収したハヤブサ、また2月3日に旭川市で回収したオジロワシから立て続けに高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたので、報告する。

- 協議事項について、北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部は本病が発生した場合に迅速な蔓延防止措置を講ずるために設置することとしているが、先般の赤平市での事例のように発生農場ではなく疫学関連農場となった場合の本部設置の考え方を決めておきたいので、協議を行う。
- 本日はこれらの事項について警戒本部内での確認と情報共有を行い、今後の防疫体制の一層の連携強化を図っていきたいと考えているのでよろしくお願い。

【瀬川食の安全推進局長】

- 資料の確認。
- 協議事項（1）千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る疫学関連農場における移動制限措置の解除について、農政部から説明願う。

【農政部畜産振興課 山口家畜衛生担当課長】

- 千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る疫学関連農場における移動制限措置の解除について、資料1に基づき説明。

－質疑なし－

【瀬川食の安全推進局長】

- 続いて、（2）今シーズンの野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認状況について、環境生活部から説明願う。

【環境生活部自然環境課 藤島動物管理担当課長】

- 今シーズンの野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認状況について、資料2に基づき説明。

－質疑なし－

【瀬川食の安全推進局長】

- 続いて、（3）北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置及び開催の基本的な考え方について、農政部から説明願う。

【農政部農政課 黒島課長補佐】

- 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部の設置及び開催の基本的な考え方について、資料3に基づき説明。

－質問・意見なし－

【瀬川食の安全推進局長】

○ 対策本部の設置については資料3の案のとおり了解をいただいたということで整理させていただく。

○ 続いて、(4)ですが、道内の野鳥から本病の確認事例が続いていることから、野鳥の専門家である道総研玉田主任主査から野鳥の移動について講演していただき、発生予防の参考にしたいと考えているので、よろしくお願ひ。

【北海道立総合研究機構 玉田主任主査】

○ 「野鳥の移動について ～鳥インフルエンザに備えるために～」をテーマとし、資料及びパワーポイントにより講演。

【農政部畜産振興課 山口家畜衛生担当課長】

○ 1点質問だが、道内への渡り鳥の来鳥について、シーズンのにはもう始まっているのか？

【北海道立総合研究機構 玉田主任主査】

○ ハクチョウは雪解けとともに北上してくる。雪がなくなってくるところか渡り鳥は来鳥する。

【農政部畜産振興課 山口家畜衛生担当課長】

○ 渡り鳥の北上によりウイルス侵入のリスクがより高まってくるので、農場には絶対に入れないということで身を引き締めて対応していく。講演ありがとうございました。

(挨拶)

【宮田食の安全推進監】

○ 高病原性鳥インフルエンザについて、前回の幹事会でもお話ししたとおり、今シーズンは昨シーズンに見られなかった西ヨーロッパや韓国でも多発しており、日本でも渡り鳥が運んでくるウイルス量が多く、池や湖の周辺だけではなく、野山や道路などにもウイルスが多量に存在している状況だと言われている。道内でも、先ほど説明したとおり、ハヤブサやオジロワシで感染が明らかになったところ。

○ こうした状況で全国では今日までで17県47例が発生しており、人や物、車両、野生動物などを介し、外部から農場に侵入したことにより多発した可能性が指摘されている。そのため、ウイルスの侵入を防いで本病の発生を予防するには、防鳥ネットや消毒機器の整備などを行い、1つには農場主自身による

飼養衛生管理の徹底を基本に、2つ目には農場、人、物、車両の消毒などによりウイルス量を一定量以下まで減らせば感染を防ぐことが可能であることから、関係者一体となった徹底的な消毒を行うことが重要。

- 鳥インフルエンザから農場を守るには、1にも2にも農場バイオセキュリティの強化あるのみであり、道内でのウイルスの存在が明らかとなったからには防疫対策のレベルをもう一段引き上げ、消毒や健康観察の回数を増やすなど、より確実な対策が必要なので、防疫対策の更なる強化についての呼びかけをお願い。

【瀬川食の安全推進局長】

- これをもって北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会を閉会する。